

『学生支援緊急給付金（学びの継続）』について



(本資料の PDF)

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府から新たにアルバイト学生向けの学生支援緊急給付金給付事業が（令和2年5月19日閣議決定）が創設されました。

専門課程の学生において、この度、**家庭から自立してアルバイト収入により学費などを賄い、新型コロナの影響によってその収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生を対象に**、緊急で現金給付の支援が行われることとなりました。

・【対象】

1. 以下の2. の条件を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると本校等が必要性を認める者
2. 以下の①～⑥を満たす者
 - (1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること
 - ① 家庭から多額(学費・生活費含め年間 150 万円程度以上)の仕送りを受けていない
 - ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可※1）
 - ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
 - ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
 - ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上※2）
 - (3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
 - ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと
 - ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金(第一種奨学金)を限度額まで利用している者
 - ニ) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用予定の者

※1 Q 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。→A 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。

※2 Q バイト代収入はいつごろのものが求められるか→A 本年1月以降の時点を目安としてください。

さらなる詳細は別紙 [申請の手引き](#)と[Q&A](#)を確認してください。

<提出期限:6月10日(水)>

•【支給金額】

- 住民税非課税世帯の学生 20万円（住民税非課税証明書を必ず提出して下さい。）
- 上記以外の学生等 10万円

•【申請方法等】

以下の要項に従って申請してください。

申請希望者は **6月10日(水)まで(厳守)** に書類を本校 1 階事務室へ提出して下さい。

- 提出書類……
- 配布した申請書式(様式1・様式2(自分で印刷した場合はそれを使用しても良い))
 - 他の必要書類([申請の手引きの7ページ](#)を参照※)

※任意提出書類も判断書類になります。

少ない場合、判断ができない可能性があります。

客観的に見て基準を満たしていることが分かるようにしてください。

- 本件について多数のお問い合わせをいただくことが想定されますので、手引きに記載してある事項に関してはご自身にてご確認をお願いいたします。
- 学校ごとに推薦枠が設けられるため、申請されても、必ず給付が受けられるとは限りません。

•【要確認】

書類・申告に虚偽があった場合、返金が求められます。

間違いのないよう確認の上、提出して下さい。

〈参考〉配布資料を入力・プリントアウトしたい場合は以下のワード資料を使用して下さい。

- [申請の手引きとQ&A](#)

<https://www.meikan.ac.jp/cov/10.pdf>

- [様式1 学生支援緊急給付金申請書](#)

<https://www.meikan.ac.jp/cov/1.docx>

- [様式2 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書](#)

<https://www.meikan.ac.jp/cov/2.docx>